

県産品海外販路開拓活動支援補助金交付要綱

平成 28 年 5 月 10 日

オールみやざき営業課

(趣旨)

第 1 条 県は、宮崎県産加工食品の輸出促進を図るため、予算で定めるところにより、自立的に海外販路開拓活動に取り組む県内事業者等に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宮崎県産加工食品

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 県内の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの。

イ 県内の素材を利用し、県外で製造・加工し、県内素材を利用していることを明示して、主に県内で販売しているもの。

ウ 県外の素材を利用し、県内で製造・加工し、販売しているもの。

(2) 県内事業者等 県内に主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む。）及び団体をいう。

(3) 海外販路開拓活動 県内事業者等が将来において、海外の事業者と商取引を行うことを目的として、別表 1 の事業区分の欄に掲げる事業を行うことをいう。

(補助事業者)

第 3 条 補助金の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 宮崎県産加工食品の製造又は販売を主たる業務として行う者であること。

(2) これまでに輸出実績がなく新たに輸出に取り組む者又はこれまでに輸出実績がある者で新たな取組（新商品投入・新市場進出等）を行う者であること。

(3) 県税に未納がないこと。

(4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(5) 第 1 条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第3号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- (2) 第3条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (3) 第3条第5号に係る誓約書(別記様式第5号)
- (4) 定款・登記事項証明書
- (5) 直近3ヶ年分の決算書
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書及び前項の添付書類の提出期限は、知事が別に定める。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) 補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (3) 県が行う宮崎県貿易企業実態調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の合計額の50パーセント以内の増減

(変更交付申請書等)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更交付申請書(別記様式第6号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)

式第 7 号)

(3) 規則第 10 条第 2 項第 3 号に該当する場合 補助事業遅延等報告書 (別記様式第 8 号)

(実績報告)

第 10 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書 (別記様式第 1 号)
- (2) 収支決算書 (別記様式第 2 号)
- (3) 事業の内容を明らかにする資料、写真等

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金の支払を請求しようとするときは、請求書 (別記様式第 9 号) を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 10 日から施行し、平成 28 年度の執行予算に係る県産品海外販路開拓活動支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の執行予算に係る県産品海外販路開拓活動支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る県産品海外販路開拓活動支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る県産品海外販路開拓活動支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

| 事業区分 | 補助対象経費 |
|---|--|
| (1) 国際見本市・商談会・物産展等への出展（県が出展する国際見本市等へ出展し、県が費用等を負担した小間を利用する場合を除く） | 旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び借料並びにその他知事が必要と認める経費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 |
| (2) 商談・市場調査・プロモーション活動の実施 | |
| (3) 海外バイヤー等の招へい | |
| (4) 効率的な物流ルートの構築・確保 | |
| (5) 輸出向け商品の開発等 (機械等の取得に関するものを除く) | |
| (6) 輸出向け商品の国際認証等取得 | |
| (7) 海外向け販売促進用ツールの作成 | |
| (8) その他の事業で知事が必要と認めるもの | |

別表 2

| 補助対象者 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------------------------|--------|--|
| これまで輸出実績がなく、新たに輸出に取り組む者 | 3分の2以内 | 20万円とする。ただし、アジア以外を対象として別表1(1)～(3)の事業を実施する場合は40万円とする。 |
| 新たな取組（新商品・新市場進出等）を行う輸出実績のある者 | 2分の1以内 | |